

住民基本台帳法施行条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第十二号

住民基本台帳法施行条例等の一部を改正する条例

(住民基本台帳法施行条例の一部改正)

第一条 住民基本台帳法施行条例(平成十四年広島県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第一(第二条関係) 一 (略)	別表第一(第二条関係) 一 (略)
二二三三三 (略)	二 肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第百二十七号)第四条第一項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 三 肥料の品質の確保等に関する法律第十三条第一項から第四項までの届出の受理若しくはその届出に係る事実についての審査又は交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査若しくはその申請に対する応答 四 肥料の品質の確保等に関する法律第十六条の二第一項若しくは第三項、第二十二條第一項若しくは第二項若しくは第二十三條第一項若しくは第二項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
二二四二二二七 (略)	五二三三六 (略) 三十七 県が発行する雑誌であつて規則で定めるものの購読料の徴収に関する購読申込者(法人にあつては、その役員)又は当該購読申込者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認
二二八・二二九 (略)	三十八―四十一 (略) 四十二 県民のがんのり患、転帰その他の状況を把握するための地域がん登録に登録されたがん患者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
四十一 不妊検査費等の助成に関する事務であつて、申請の受理又はその申請に係る事実	四十三・四十四 (略)

四十一 不妊症検査費の助成に関する事務であつて、申請の受理又はその申請に係る事実についての審査
四十二・四十三 (略)

四十五・四十六 (略)

別表第二(第三条関係)

知事以外の 執行機関	事 務
教育委員会	一・二 (略) 三 広島県高等学校等奨学金貸付 条例第九条第一項及び第二項の 規定による奨学金の償還又は同 条例第十条の規定による延滞利 息の徴収に関する奨学生若しく はその相続人又は奨学生の連帯 保証人若しくはその相続人の生 存の事実又は氏名若しくは住所 の確認 四十六 (略)
(略)	(略)

別表第二(第三条関係)

知事以外の 執行機関	事 務
教育委員会	一・二 (略) 三 広島県高等学校等奨学金貸付 条例第九条第二項の規定による 奨学金の償還又は同条例第十条 の規定による延滞利息の徴収に 関する奨学生若しくはその相続 人又は奨学生の連帯保証人若し しくはその相続人の生存の事実又 は氏名若しくは住所の確認 四十六 (略)
(略)	(略)

(住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例(平成二十五年広島県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u> 1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。</p> <p><u>(経過措置)</u> 2 <u>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十三年法律第百五号)附則第二十九条ただし書の規定によりなお従前の例により行われる同法第四十二条の規定による改正前の母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)第二十一条の四第一項の規定による費用又はその費用を支払わなかった場合の違約金の全部又は一部の徴収に関する措置を受けた者又はその扶養義務者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認については、なお従前の例による。</u></p>

附 則
この条例は、令和四年四月一日から施行する。